

2017年4月

***** 各団のみなさまへ *****

ガールスカウト保険のごあんない

〈災害補償保険〉〈施設所有(管理)者賠償責任保険〉

— 活動中の事故にそなえるために —

★内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。
(特に、「ご加入手続き」にご注意ください。)

公益社団法人 ガールスカウト日本連盟

〒151-0066 東京都渋谷区西原1-40-3

TEL 03-3460-0701 FAX 03-3460-8383

ガールスカウト保険のあらまし

※ガールスカウト保険(傷害事故)は、公益社団法人ガールスカウト日本連盟を保険契約者とし、各団等(都道府県連盟または日本連盟)を加入者とする「災害補償保険(スポーツ災害補償特約、経路往復中災害補償特約セット)」の団体契約です。

補償対象者	(補償)保険金をお支払いする場合 (保険金をお支払いできない主な場合) については、下表をご覧ください。	支払限度額 保険金額(ご契約金額)	お支払いの対象となる主な事故例	必要とする主な保険金請求書類	保険金請求者															
傷害補償事故	<ul style="list-style-type: none"> ガールスカウト日本連盟に登録している会員 団の発行する委嘱状を保持している臨時付添の保護者 団の発行する入団予定者証明書を保持している入会準備参加者 ガールスカウト日本連盟の事務局職員 <p>●日本国内外において、ガールスカウト活動中または行事や集会等への住居との経路の往復中に、指導者の管理下にある補償対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によってケガをして入院・通院を要した場合や後遺障害を被ったり、死亡し被保険者(団、都道府県連盟または日本連盟)が補償対象者に補償金を給付した場合に保険金をお支払いします。</p> <p>※指導者の管理下とは、原則としてガールスカウトのユニホームを着用し、団、都道府県連盟または日本連盟の行う活動または行事に参加中の場合をいいます。ただし、ユニホーム未着用であっても、行事の参加中、集会等への往復の経路中であることが認められる場合は、この限りではありません。</p> <p>〈死亡補償保険金〉 補償対象者が事故によるケガのために事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者がその補償対象者の法定相続人に対して死亡補償金を給付することで損害を被った場合、被災者1名につき補償保険金額の全額を死亡補償保険金としてお支払いします。保険期間中にその補償対象者に対して既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、補償保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>〈後遺障害補償保険金〉 補償対象者が事故によるケガのために事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生し、被保険者がその補償対象者に対して後遺障害補償金を給付することで損害を被った場合、後遺障害の程度に応じて被災者1名につき補償保険金額の4%~100%を後遺障害保険金としてお支払いします。保険期間を通じ、1名につき補償保険金額が限度となります。</p> <p>〈医療補償保険金〉 補償対象者が事故によるケガのために入院(入院に準じた状態を含みます。)または通院(往診を含みます。)し、被保険者がその補償対象者に対して医療補償金を給付することで損害を被った場合、治療日数に医療補償保険金額を乗じた額をお支払いします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間についてはお支払いできません(治療日数:入院180日、通院90日限度)。</p>	<table border="1"> <tr> <td>1名あたり</td> <td>Aコース</td> <td>Bコース</td> </tr> <tr> <td>死亡・後遺障害 補償保険金額</td> <td>388.4円</td> <td>297.9円</td> </tr> <tr> <td>医療補償 保険 金 額</td> <td>入院 通院</td> <td>1,950円 1,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,800円 1,200円</td> </tr> <tr> <td>食中毒補償特約・ 熱中症補償特約 (オプション)</td> <td>×</td> <td>○ (セットなし) (セットあり)</td> </tr> </table>	1名あたり	Aコース	Bコース	死亡・後遺障害 補償保険金額	388.4円	297.9円	医療補償 保険 金 額	入院 通院	1,950円 1,300円			1,800円 1,200円	食中毒補償特約・ 熱中症補償特約 (オプション)	×	○ (セットなし) (セットあり)	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ中に誤まってやけどをした。 スケート訓練中に他人とぶつかり転倒し、足を骨折した。 集会に自転車にて参加途上に、車と衝突し全身を打撲した。 集会で食べた仕出し弁当が原因で食中毒になった(食中毒補償特約、Bコースのみ)。 <p>【支払例】 (Bコースの場合) ○ガールスカウト活動中に骨折し 20日入院、30日通院した場合 ●入院20日 × 1,800円 = 36,000円 ●通院30日 × 1,200円 = 36,000円 支払保険金 72,000円</p>	<p>①補償金給付申請書兼災害発生状況報告書 ②災害補償保険金請求書兼傷害状況報告書 ③診断書または治療申告書 (保険金請求額が10万円以下の場合は治療申告書をご使用ください。 ④同意書 (個人情報保護に関する同意書、医療照会に関する同意書) ⑤事故証明書 (交通事故の場合) ⑥補償金受領書 ⑦補償金給付決定通知書など ※上記以外の書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。</p>	●団、都道府県連盟または日本連盟(被保険者)
1名あたり	Aコース	Bコース																		
死亡・後遺障害 補償保険金額	388.4円	297.9円																		
医療補償 保険 金 額	入院 通院	1,950円 1,300円																		
		1,800円 1,200円																		
食中毒補償特約・ 熱中症補償特約 (オプション)	×	○ (セットなし) (セットあり)																		
施設所有(管理)者賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ガールスカウト日本連盟・都道府県連盟・団およびその会員 <p>ガールスカウト保険(傷害事故)への加入の有無を問いません。</p> <p>●日本国内外において、日本連盟、都道府県連盟または団およびその会員が、ガールスカウト活動中に活動に起因した事故により、第三者(会員を含みます)にケガ等の身体障害を発生させたことについて被保険者(補償の対象となる方)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る対人賠償の損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>*「およびその会員」</p> <p>(ご注意)賠償事故の際は、必ず引受保険会社までご連絡ください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認した場合、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支払限度額 1名支払限度額 5,000万円 1事故支払限度額 3億円 免責金額 1事故につき 1万円 	<ul style="list-style-type: none"> ガールスカウト活動中に会員または会員以外の第三者が死亡しその原因が団や都道府県連盟の指導上のミスにあり、法的に賠償義務を団や都道府県連盟が負った場合支払限度額以内で賠償金をお支払いします。 (注)この保険には、被保険者に代わって被害者と示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に係わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。 	<p>①保険金請求書(所定書式) ②示談書 ③損害賠償事故の発生を証明する書類・事故原因・発生場所・被害状況の見解書など ④損害賠償の額を証明する書類・診断報酬明細書・諸費用の領収書など ※賠償事故は事故状況により必要書類が異なりますので、引受保険会社にご相談ください。</p>	<p>●被保険者または保険金を受け取るべき方 ※ガールスカウト日本連盟が請求するときは、被保険者からの委任状が必要です。</p>															

※ガールスカウト保険(賠償事故)は、公益社団法人ガールスカウト日本連盟を保険契約者とし、日本連盟(都道府県連盟・団およびその会員等)を被保険者とする「施設所有(管理)者賠償責任保険」です。日本連盟が一括して契約している補償内容です(ご参考)。

●この保険では、次のような原因により発生した事故については保険金をお支払いしません。

(補償)保険金をお支払いできない主な場合	
傷害補償事故	<p>①保険契約者、被保険者、死亡補償金の受取人または補償対象者の故意または重大な過失 ②補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③補償対象者が自動車、原動機付自転車を無資格運転中または道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で運転中の事故 ④補償対象者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤補償対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥補償保険金をお支払いすべきケガの治療以外の外科的手術その他の医療処理 ⑦大気汚染、水質汚濁等の環境汚染 ⑧補償対象者に対する刑の執行または拘留もしくは入監中に発生した事故 ⑨地震、噴火またはこれらによる津波 ⑩戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1) ⑪核燃料物質などの放射性、爆発性その他の有害な特性による事故 ⑫前記⑪以外の放射線照射または放射能汚染 ⑬むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒(ただし、食中毒補償特約をセッティングしているBコースは保険金お支払いの対象となります。) ⑮保険期間の開始時より前に発生した事故 ⑯(注1)テロ行為によって発生したケガに関しては自動セッティングの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。</p>
施設所有(管理)者賠償責任保険	<p>【次の事由によって生じた事故による損害】 ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾 ③地震、噴火、洪水または地殻もしくは噴火による津波</p> <p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】 ①被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ②業務中の使用者が被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③他人との約定により加重された損害賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑤排水または排気(煙を含みます。)による損害賠償責任 ⑥給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑦施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ⑧施設の修理、改修、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩施設外における船もしくは車両(船または車両の原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑪被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ⑫仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しとします。)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任(被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみしません。)</p> <p>【被保険者またはその使用者の被保険者の業務の補助者が行なう次の行為に起因する損害賠償責任】 ①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、検査、療養の方法の指導、出産の立会い、検査、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為 ②美容整形、医学的の墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行なうのではなくては人体に危害を及ぼすまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為 ③医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により医師、歯科医師、歯科医師または薬剤師以外の者が行なうことが許されている場合を除きます。④あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行なうことを許されていない行為を含みます。⑤整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行なうこれらの行為 ⑥理学療法士、作業療法士、臨床工学技術士または診療放射線技術師がそれらの資格に基づいて行なう行為 ⑦弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、建築士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行なう行為</p>

一時払保険料 1名あたり…Aコース：400円
(傷害事故)
Bコース：450円(食中毒補償特約・熱中症補償特約セット)

保険期間 (ご契約期間) 2017年4月1日前0時から2018年3月31日午後12時までの1年間
※施設所有(管理)者賠償責任保険は
2017年4月1日午後4時から2018年4月1日午後4時までの1年間

ご加入手続き

- 都道府県連盟ごとに加入コースおよび団ごとの人数をとりまとめ、**3月27日(月)**までに日本連盟へ保険加入申込票が到着するよう加入手続きを行ってください。
- 保険加入申込票が日本連盟へ到着しないと補償が開始しませんのでご注意ください。(ご継続の場合も、毎年ご提出ください。)
- 保険料につきましては、保険期間が開始された月の翌月10までに日本連盟へ振込み手続きを行ってください。
- 保険期間中途での保険加入も可能ですが、保険期間は日本連盟が保険加入申込票を受付けた日の翌日午前0時から2018年3月31日までとなります。保険料は③と同様にお支払いください。
- 1年間を通じて保険の適用を受けることが出来ますようお早目に手続きを完了していただけますようお願いいたします。

◆下記の特約セットならさらに安心です。(災害補償保険Bコースの場合)

食中毒補償特約

細菌性食中毒・ウイルス性食中毒により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。

熱中症補償特約

日射または熱射により身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。

猛威を振るう食中毒

(厚生労働省「平成27年(2015年)食中毒発生状況」より抜粋)

2015年1,202件の食中毒が発生し、患者数は22,718名にも及び、
食中毒対策は必要不可欠!!

●発生数No.1はカンピロバクター食中毒

細菌性食中毒の中で、発生数が最も多いのはカンピロバクター食中毒

カンピロバクター食中毒は2015年には318件、患者数は2,089名

感染源となる食品は、食肉類に多い

●食中毒件数の約76%が細菌性食中毒、ウイルス性食中毒

《食中毒の種類》

細菌性食中毒	感 染 型	食品を介して消化器に入った細菌が食中毒を起こす (サルモネラ菌、腸炎ビブリオ、O-157、カンピロバクター等)
	毒 素 型	細菌が食品中で作り出した毒素が原因で食中毒を起こす (黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌等)
ウイルス性食中毒		ノロウイルス 等
その他の	自然 毒	ふぐ、毒キノコ等
	化学物質	農薬、メチルアルコール等
	その他の	ヒスタミン中毒等

事故にあわれたときは

■傷害事故の場合

- 30日以内にあんしん24受付センターまたはあいおいニッセイ同和損害保険(株)東京企業損害サービス部まで裏面の「ガールスカウト保険事故報告書」の要領でご報告ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- 万一、報告時点で事故の詳細が不明の場合は電話連絡をしていただき、後日、事故報告書をお送りください。
- 事故の報告をいただきますと保険金請求書類一式が送付されます。

■賠償事故の場合

- あんしん24受付センターまたはあいおいニッセイ同和損害保険(株)東京企業損害サービス部まで遅滞なくご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

ご注意いただきたい事項

(傷害事故「災害補償保険」)

- この保険は、公益社団法人ガールスカウト日本連盟が保険契約者となる一括加入制度です。この保険の普通保険約款・特約集、保険証券は、公益社団法人ガールスカウト日本連盟に交付されます。保険証券は公益社団法人ガールスカウト日本連盟が管理し、ご加入の各団(都道府県連盟)の皆様には「加入証」が発行されます。
- この保険は、クーリングオフの対象外です。また、この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご加入の際には、補償対象者人数が誤っていないかご確認ください。事実と相違している場合は保険契約を解除させていただく場合や保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項(他保険加入状況等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめ了承ください。
- ご加入後、加入証に記載された事実を変更される場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

団への大切なお願い

- 納入された保険料はすみやかに都道府県連盟へ納入してください。
- 会員外の方の加入には「委嘱状」か「入団予定者証明書」の発行をお願いします。
ガールスカウト保険は、スカウト活動中の事故に対して適用されますので、会員外の方には活動への参加を証明するものが必要があります。
- 臨時付添の保護者には …… 団発行の委嘱状
- 入会準備参加者には …… 団発行の入団予定者証明書

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。
【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のため利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

この「ごあんない」は、概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意しておりますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

(お問合わせ先)

取扱代理店 株式会社甲南保険センター(東京保険センター)
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-14-2 雄邦ビル4階
TEL 03-3264-5353 FAX 03-3264-2021

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業第一課
〒103-0072 東京都中央区日本橋3-5-19 あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

平成 年 月 日

ガールスカウト保険事故報告書

事故が起きたら30日以内に引受保険会社まで直接事故報告をお願いします。

連絡先：あんしん24受付センター

0120-985-024 (365日24時間受付けております)

〔あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業損害サービス部 東京企業傷害サービスセンター
(Tel : 03-5202-6745 Fax : 03-5202-6747)〕

証券番号（ ）の事故につき以下のとおり報告します。
保険金請求書類一式を当団まで送付してください。

1. 主 催 者 県 第 団

団委員長 氏名 _____

住所 〒 _____

電話番号 () - () - ()

2. ケガをした会員の氏名・住所等

フリガナ 氏名 _____ ・年令 () ・性別 (男・女)

住所 〒 _____

電話番号 () - () - ()

3. 事故月日 平成 年 月 日・(午前・午後) 時 分頃

4. 事故場所 _____

5. 事故状況 (具体的に記入してください)

6. ケガの程度 (入院・通院) () (か月・日) 位の見込み

7. 病院名 名称 _____

電話番号 () - () - ()